

2025.11.7

欧州議会 PPWR への照会に対する欧州委員会の回答

(一財) 化学研究評価機構

食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・この間、欧州包装及び包装廃棄物規則 (PPWR) について、欧州議会から欧州委員会に様々な照会が行われ (Q)、回答されている (A) ことが確認された。

・中でも注目されるのは、環境法制度全体の見直しの中で、PPWR の下位法 (二次法) に優先化と非優先化が検討されている (Q: 2025 年 9 月 8 日) ことである。報道を含め、代表的下位法のいくつかに見直しが確認された (↑: 優先化、↓: 非優先化)。非優先化は事実上下位法策定を見送りに繋がる。

作成時期	下位法 (施行法、委任法)	条項	見直し
2026 年 2 月 12 日	欧州標準化組織堆肥化可能包装技術規格 生産者の登録と報告形式	第 9 条(6) 第 44 条(14)	↑
2026 年 8 月 12 日	ラベルの要件と形式に関する規格 ラベルのデジタル化 消費者を誤解させない表示のガイドライン 廃棄物容器のラベルの要件と形式に関する規格 リユースの目標に対する除外	第 12 条(6) 第 12 条(7) 第 12 条(8) 第 13 条(2) 第 29 条(18)	↑ ↓
2026 年 12 月 31 日	包装に含まれる懸念のある物質の報告 リサイクル材の含有率の計算と検証方法 リサイクル材の持続可能性基準 第 3 国におけるリサイクル材の扱い	第 5 条(2) 第 7 条(8) 第 7 条(9) 第 7 条(10)	↑
2027 年 2 月 12 日	包装の最小化の要件と測定方法 リユース可能な包装のローテーション最小回数 包装の形式の実例や制限の除外 リユースの目標となる製品の種類 リユースに関する欧州監視機関の設立 包装廃棄物計算への補正係数の採択 廃棄物の判定方法、データの計算、検証、提出	第 10 条(3) 第 11 条(2) 第 25 条(6) 第 29 条(8) 第 31 条(7) 第 43 条(2) 第 56 条(7)	

	方法		
2028 年 1 月 1 日	リサイクル基準、リサイクル性能等級の枠組み リユースにおいてプール取決めの詳細条件	第 6 条(4) 第 29 条(12)	↓
2028 年 2 月 12 日	過剰包装を避ける空きスペースの計算方法	第 24 条(2)	
2030 年 1 月 1 日	包装カテゴリごと一定規模のリサイクル評価方 法	第 6 条(5)	
2030 年 2 月 12 日	グリーン公共調達要件	第 63 条(1)	↓

・「包装規則に関する欧州企業と非欧州企業及び供給者間の平等な競争条件」（Q：2025 年 8 月 21 日）に対し、「包装及び包装廃棄物規則（PPWR）は、全ての包装及び包装廃棄物、並びに欧州及び非欧州の企業及び供給者に等しく適用される。」「製造業者及び輸入業者は、PPWR 第 2 章に定められた持続可能性要件（リサイクル性、リサイクル成分、ラベル表示など）に適合する包装材料のみを上市できる。」「本規則の執行は、主に加盟国の所管の官庁の任務となる。欧州委員会は、加盟国による執行状況を監視し、各国の執行当局間の対話や、実施・執行における調和のとれたアプローチを促進することにより、加盟国を支援する。」（A：2025 年 11 月 4 日）

・「PPWR 第 29 条は、2030 年から単一の加盟国及び企業内における物品の輸送にリユース可能な包装を使用する義務を導入する。これは、ストレッチラップフィルムや PET テープといった一般的な包装材料が、独立した分析（例えば IFEU 2025）によって確認されているように、炭素排出量が少なく物流効率が高いにも係らず、廃止されることを意味する。技術的代替手段の欠如、雇用喪失及び価格上昇のリスクは、産業界の懸念を高めている。」（Q：2025 年 8 月 12 日）に対し、「100%リユース目標の適用が裏付けられない包装材料及びストラップを除外する第 29 条(18)に基づく委任法を 2025 年末までに提案する。」（A：2025 年 9 月 19 日）

・「魚類用の EPS 製の箱が包装及び包装廃棄物規則に基づくリユース可能な包装の提供義務の対象となると仮定した場合、欧州委員会は、そうした EPS 製の箱を包装規則第 29 条の適用範囲から除外することを意図しているか？」（Q：2024 年 12 月 11 日）に対し、「第 29 条第 18 項については、欧州委員会はこれを客観的に解釈し、措置の必要性が裏付けられた確かな証拠によって示された場合には、措置を講じる予定である。」（A：2025 年 2 月 20 日）

・「欧州の化学産業は再生プラスチックが不足している。現在 460 万トンの再生能力がある

ものの、2030 年までに 1,200 万トンの再生プラスチックが必要になる。堆肥化可能なバイオベースプラスチックは環境に適した解決策であり、2027 年までに 280 万トンの生産が可能とされている。」(Q : 2025 年 4 月 22 日) に対し、「欧州委員会は、バイオベース材料の市場を創出するため、包装及び包装廃棄物規則 (PPWR) 第 8 条第 1 項に規定されているように、プラスチック包装におけるバイオベース原料の見直しを先取りする可能性を評価している。」(A : 2025 年 6 月 30 日)

「欧州議会照会」

<https://www.europarl.europa.eu/plenary/en/parliamentary-questions.html>

(注)議会の照会を収載した DB に、“Packaging and packaging waste regulation”、“PPWR”をキーワードとして検索した全ての結果 (2025 年 11 月 7 日現在)

Q「包装及び包装廃棄物規制 EU/2025/40 に基づく二次法」2025 年 9 月 8 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-003466_EN.html

包装及び包装廃棄物規制 (PPWR) [1]の成功は、タイムリーかつ強固な二次法の制定にかかっている。しかしながら、リユース可能な飲料容器のプール条件を定める委任法、最低限のグリーン公共調達義務要件に関する施行法、そしてリユースシステムの最低限の循環回数に関する委任法など、いくつかの重要な法律については明確性が欠如している。欧州委員会の優先化及び優先順位が下げられた二次法のリストにおいて、最初の 2 つ(注: 「リユース可能な飲料容器のプール条件」と「最低限のグリーン公共調達義務要件」)は優先順位が下げられた条文に含まれているが、最後(注: 「リユースシステムの最低限の循環回数」)は全く言及されていない。

これらの二次法は、包装及び再利用事業に法的確実性を与えるだけでなく、包装のリユースシステムの信頼性と効率性を確保するために不可欠である。例えば、リユース可能な包装の最低限の循環回数の閾値は、その実質的な影響と意図された環境効果の達成を判断する上で不可欠である。同様に、最低限のグリーン公共調達義務要件は、公共部門を通じて循環型ソリューションの需要を促進し、強力な模範を示し、EU 全体で持続可能な包装システムの拡大を促進するために不可欠である。

欧州委員会は、これらの法に対するスケジュールと取り組み、また、これらの法がどのようにして PPWR の環境目標と循環型経済目標の達成を確実にサポートするのかについて

て明確にできるか？
A 未回答

(注) PPWR 二次法の優先化、優先順位の切り下げに関連する情報

Landbell Group「環境二次法：コミッショナーは3分の1の削減を計画」2025年6月3日

<https://landbell-group.com/news/focus-on-simplification/#secondary>

(注) Landbell Group は欧州委員会より PPWR 下位法制定関連事業を請け負っているドイツのコンサルタント。

EU 環境担当のマティアス・キルケゴールは、委任法や施行法といった環境二次法の数を3分の1削減するというジェシカ・ロスウォール環境委員の意向を発表した。

2019年から2024年の間に採択されたEU環境法の99.2%が二次法であったため、この提案は重要である。

この取り組みは、官僚主義の低減と企業のコンプライアンスコストの削減を目的としているものの、制度面及び実務面の懸念も生じている。

二次法を採択する権限は、EUの立法において妥協点を見出すための重要なツールとなることが多い。意図通りに活用されなければ、技術的な問題が政治化し、将来の合意形成が困難になる可能性がある。

また、この提案は、共同立法者がより多くの法的期限を導入することにつながる可能性があり、欧州委員会が複雑な書類を急いで処理せざるを得なくなったり、期限超過のリスクを負ったりする圧力がかかる可能性がある。

欧州委員会は、廃止する法令を選択する基準を明らかにしていない。簡素化にはメリットがあるものの、市場の調和を確保する規則の削除は、域内市場の機能を損なう可能性があると専門家は警告している。

例えば、包装廃棄物規則（PPWR）は、欧州委員会に80を超える施行法及び委任法を採択する権限を与えており、これらの法令がなければ、法律を正確かつ調和のとれた方法で実施することは不可能である。

課題は、コスト削減と効果的で一貫性のあるEU環境政策の維持との間で適切なバランス

をとることである。

Landbell Group は現在、包装廃棄物規則（PPWR）及び電池及び電池廃棄物規則において欧州委員会に与えられた施行法及び委任法に関する全ての権限を見直し、削減の可能性を検討している。その後、欧州委員会と協議する予定である。

European Recycling News「グリーンディール:優先順位を切り下げられる PPWR 二次法」
2025 年 7 月 10 日

<https://erp-recycling.org/news-and-events/2025/07/green-deal-ppwr-secondary-acts-deprioritised/>

EU 規制の簡素化に向けた広範な取組みの一環として、欧州委員会はグリーンディールに基づく二次法に関する目標を縮小した。

2025 年 4 月、ジェシカ・ロスウォール環境委員は、環境分野における委任法及び施行法の数を 3 分の 1 削減し、EU の一次法の運用に必要な詳細な規則を定める計画を発表した。

4 月 24 日と 5 月 23 日に欧州議会に提出された内部リストは、この取り組みの具体的な成果を示している。

約 200 件の委任法及び施行法は、依然として欧州委員会の各機関によって「優先」に分類されている。

しかしながら、約 60 件の法令は「非優先」に指定され、今後は積極的に検討されなくなる。

包装及び包装廃棄物規則（PPWR）が影響を受ける。

これらの規制に関連する予定されている二次法のうち、12 の法令は引き続き優先リストに残っており、以下のものが含まれる：

- ・拡大生産者責任（EPR）登録に関する規則（2026 年第 1 四半期）
- ・統一ラベル表示（2026 年第 3 四半期）
- ・リサイクル含有量の算出（2026 年第 4 四半期）

PPWR の法令のうち 3 つの法令は優先順位が落とされた：

- ・包装廃棄物の分別を支援するためのデジタルラベル表示に関する施行法
- ・再利用可能な飲料容器のプールシステムに関する委任法

・公共調達におけるグリーン基準の義務化に関する施行法

(注：PPWR において優先リストや優先順位が落とされた法令のリストは公表されていない。)

また、EU 電池規則、電気電子機器廃棄物規則（EWR）及び RoHS 指令による有害物質の使用制限、廃棄物輸送、国際廃棄物管理に関連するいくつかの二次的措置も優先順位が下された。

欧州委員会はこれらの法令を廃止するとは明言していないが、特に強制的期限がある場合、これらの法の一部を改正又は採択する法的義務を撤廃する可能性を残している。

Q「包装規則に関する欧州企業と非欧州企業及び供給者間の平等な競争条件」2025 年 8 月 21 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-003267_EN.html

1. 電子商取引プラットフォームなど、EU への輸入品を扱う非欧州企業及び輸入業者は、加盟国間で導入が進められている EU 包装規則の全ての規則の対象となるのか？
2. 回答が肯定的である場合、欧州委員会は、特に電子商取引プラットフォームを含む非欧州企業及び輸入業者に関して、包装規則のルールがどのように施行されるよう確保するのか？

A「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」2025 年 11 月 4 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-003267-ASW_EN.html

包装及び包装廃棄物規則（PPWR）[1]は、全ての包装及び包装廃棄物、並びに欧州及び非欧州の企業及び供給者に等しく適用される。

製造業者及び輸入業者は、PPWR 第 2 章に定められた持続可能性要件（リサイクル性、リサイクル成分、ラベル表示など）に適合する包装材料のみを上市できる。

更に、PPWR 第 3 条(1)ポイント 15 で「生産者」と定義される事業者は、拡大生産者責任（EPR）の要件を負う。

デジタルサービス法[2]（DSA）に基づき、オンラインプラットフォームの提供者は、EU 製品法に基づき、製造業者、輸入業者、又は生産者と同様の義務を負わない。

PPWR 第 45 条(4)に基づき、包装材料の場合、オンラインプラットフォームの提供者は、プラットフォームを通じて包装材料又は包装製品を販売する生産者から特定の情報を入手する必要がある。

これには、EPR 登録の確認及びそれぞれの EPR 要件への適合の確認が含まれる。なお、DSA の適用範囲は、提供者の所在地に係らず、EU 域内の受領者に提供される全ての仲介サービスに適用されることに留意されたい。

本規則の執行は、主に加盟国の所管の官庁の任務となる。欧州委員会は、加盟国による執行状況を監視し、各国の執行当局間の対話や、実施・執行における調和のとれたアプローチを促進することにより、加盟国を支援する。

Q「包装廃棄物規制案（PPWR）におけるストレッチラップフィルムと PET テープのリユース義務からの除外と協議プロセスの透明性」2025 年 8 月 12 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-003229_EN.html

PPWR 草案第 29 条は、2030 年から単一の加盟国及び企業内における物品の輸送にリユース可能な包装を使用する義務を導入する。これは、ストレッチラップフィルムや PET テープといった一般的な包装材料が、独立した分析（例えば IFEU 2025）によって確認されているように、炭素排出量が少なく物流効率が高いにも係らず、廃止されることを意味する。技術的代替手段の欠如、雇用喪失及び価格上昇のリスクは、産業界の懸念を高めている。更に、第 29 条(18)に基づき公布された、適用除外を認める委任法はまだ採択されておらず、その起草プロセスは十分な透明性と産業界との協議なしに進められている。

上記を踏まえ、以下の点を考える：

1. 欧州委員会は、PPWR 第 29 条(18)に基づく再使用義務からストレッチラップフィルム及び PET テープを除外する予定か？
2. 欧州委員会は、PPWR 第 29 条(18)に規定する委任法をいつ採択する予定か？ また、この文書の策定において、完全な透明性と産業界の真の関与を保証できるか？
3. IFEU、RDC 環境などの分析によりストレッチラップフィルムと PET テープの環境的利点を確認されているにも係らず、欧州委員会は PPWR 第 29 条(1)の適用除外を意図していないとの報道がある。欧州委員会は、PPWR の目的に反して、環境に適していない

解決策を推進するという決定をどのような根拠に基づいて行っているのか？

A「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」2025年9月19日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-003229-ASW_EN.html

新たな包装及び包装廃棄物規則[1]は、2026年8月12日から適用される。この規則の採択を受け、欧州委員会は、第29条(2)及び(3)に規定される輸送業務におけるパレット包装材料及びストラップの100%リユース目標が、環境パフォーマンスの低下、サプライチェーンや輸送安全の混乱、或いは当該セクターへの経済的制約を伴うことなく、2030年までに達成可能かどうかを評価する調査を開始した。

この調査は最終段階にあり、欧州委員会はその結果に基づき、経済、環境、及び運用上のデータによって100%リユース目標の適用が裏付けられない包装材料及びストラップを除外する、第29条(18)に基づく委任法を2025年末までに提案する予定である。

欧州委員会は、廃棄物に関する専門家作業部会を通じて、委任法案に関する議論に、加盟国及び関係する産業界の関係者を積極的に関与させる予定である。

最後に、欧州委員会の影響評価[2]は、包装規則第29条(1)に列挙されている輸送用包装形態に関するリユース目標は実現可能であり、環境パフォーマンスを損なわず、関係する経済事業者に影響を及ぼさないと結論付けた。

欧州委員会は、第29条(1)の規定を改正するための前提条件が科学的に裏付けられているかどうかを確認するため、入手可能な全ての科学的知見[3]を徹底的に評価している。

Q「包装及び包装廃棄物規制（PPWR）に規定されている、ホテルにおける化粧品、衛生用品、トイレタリー用品のミニ使い捨て包装の禁止」2025年6月20日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-002490_EN.html

PPWR[1]に基づき、2030年1月1日から、「事業者は、附属書Vに掲げる様式及び用途の包装を市場に投入してはならない」とされており、附属書Vの5項には「宿泊部門で使用される化粧品、衛生用品及びトイレタリー用品の使い捨て包装」が含まれている。

PPWR第25条及び附属書V第5項に規定されている、宿泊部門における小型化粧品の提供に関する制限について、以下の点について質問する。

1. 欧州委員会は、この文脈における「化粧品、衛生用品及びトイレタリー用品」の定義を明確にされるか？
2. 歯ブラシやシェービングキットなどの必需品である衛生用品を忘れた宿泊客のニーズに応えるために、ホテル経営者にはどのようなガイダンスがあるか？
3. これらの用品を客室に事前に置くことが禁止されている場合、フロントやその他の宿泊サービスチャネルを通じてリクエストに応じて提供することは可能か？ このアプローチにより、ホスピタリティ事業者は顧客の利便性を満たすと同時に、包装廃棄物の発生を抑制するという PPWR の目標にも沿うことができる。

A 「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」 2025 年 8 月 27 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-002490-ASW_EN.html

包装及び包装廃棄物規則[1]は、過去 20 年間増加傾向にある包装廃棄物の発生を削減するとともに、域内市場への障壁とならない EU 域内における調和のとれたアプローチを確保することを目指している。

この目的のため、本規則は、規則附属書 V に記載されている特定の用途において、特定の使い捨て包装の使用を制限し、加盟国に包装禁止に関する最小限の柔軟性のみを残している。

本規則には、「化粧品、衛生用品及びトイレタリー製品」という用語の定義は含まれていない。

その代わりに、調和のとれたアプローチを確保するため、欧州委員会は、2027 年 2 月 12 日までにガイドラインを公表することにより、対象となる包装形態の例や制限の適用除外など、附属書 V をより詳細に説明する義務を負っている。

附属書 V の禁止事項は 2030 年に発効するため、欧州委員会のガイドラインを適時に採択することにより、適用開始日の約 3 年前に、規定の範囲が十分に明確になる。

ガイドラインの作成作業は既に開始されている。欧州委員会は、ガイドラインの公表に先立ち、ホスピタリティ業界を含む関連の関係者と協議する予定である。

Q 「バイオベースプラスチック：再生プラスチックの不足を解消し、廃棄物の輸入を削減

するための EU 産業戦略に向けられるか？」 2025 年 4 月 22 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-001592_EN.html

欧州の化学産業は再生プラスチックが不足している。現在 460 万トンの再生能力があるものの、2030 年までに 1,200 万トンの再生プラスチックが必要になる。堆肥化可能なバイオベースプラスチックは環境に適した解決策であり、2027 年までに 280 万トンの生産が可能とされている。これにより、CO₂排出量を 30～80%削減できるだけでなく、欧州産の農業用デンプンを使用することで、年間 5 億ユーロ以上の付加価値を生み出すことができる。

包装及び包装廃棄物指令第 8 条に基づくバイオベースプラスチックの見直しが遅れると、これらの持続可能な代替品の開発が滞り、EU へのプラスチック廃棄物輸入量が 35%増加する可能性がある。

堆肥化基準 (EN 13432) は早急に改訂する必要がある。改正を迅速化することで、16 万人の雇用が創出され、2030 年までに EU の GDP が 370 億ユーロ増加し、3 年間で産業投資が 45%増加する可能性がある。

1. 欧州委員会は、包装及び包装廃棄物規則第 8 条で定められた 2028 年までのバイオベースプラスチックの見直しを迅速化できるか？

2. 欧州委員会は、堆肥化基準の見直しとバイオプラスチックの産業戦略の策定を行う予定か？

A 「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」 2025 年 6 月 30 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-001592-ASW_EN.html

欧州委員会は、材料及びサービスのための生物資源の循環型かつ持続可能な消費と生産を支持する。欧州委員会は、バイオベース材料の市場を創出するため、包装及び包装廃棄物規則 (PPWR) 第 8 条第 1 項[1]に規定されているように、プラスチック包装におけるバイオベース原料の見直しを先取りする可能性を評価している。

一部の用途又は一部の事例に適用される特定の堆肥化基準については、PPWR 第 9 条第 6 項に基づき、欧州委員会は、欧州標準化機関に対し、堆肥化可能な包装に関する要件の詳細な技術仕様を定める統一規格を 2026 年 2 月 12 日までに作成又は更新するよう要請する。この文脈において、欧州委員会は、家庭における堆肥化可能性に関する統一規格についても要請する[2]。

これらの基準は、堆肥化可能な包装が効果的に生物学的に分解されることを保証する検証を含む、最新の科学技術開発[3]に基づくべきである[4]。

欧州委員会は、バイオベース材料とその製造技術の市場規模の開発を推進するため、2025年に新たな EU バイオエコノミー戦略を提示する予定である。

最近の競争力コンパス[5]で指摘されているように、新たな EU バイオエコノミー戦略は、バイオプラスチックを含む EU 産業の潜在能力を解き放つための「イノベーションの柱」における重要な成果物である。

特に、クリーン・インダストリアル・ディール[6]は、化石燃料に依存しない経済への重要な道筋として、バイオベース材料の代替ポテンシャルを活用する必要性を強調している。

Q「包装及び包装廃棄物規制（PPWR）の統一ラベルと断片化のリスク」2025年4月15日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-001543_EN.html

PPWR 第 12 条に基づき、欧州委員会は消費者向け分別指示書の調和化を目指している。共同研究センター（JRC）は現在、言語障壁の克服、包装デザインの簡素化、そして単一市場統合の促進を目的として、文字ではなくピクトグラムを用いたユニバーサルなラベル表示システムの開発に取り組んでいる。しかしながら、JRC と欧州委員会は、各国語で表記されたラベルを「最優先」の選択肢として優先することを検討しているようである。欧州委員会がこの選択肢を、義務的要件としてであれ、ガイドラインの一部としてであれ、承認した場合、PPWR の調和化と大規模リサイクルの目標に反し、単一市場保護に向けた欧州委員会の努力を弱めることになる。これは、各国の分別指示書に関する違反訴訟によって再確認されている。

1. 欧州委員会は、ラベルのプロトタイプ又はガイドラインの一部として、文字の使用を義務付ける予定か？ もし義務付ける場合、PPWR の調和化の目標をどのように維持するのか？
2. 欧州委員会は、各国語への翻訳が分断を招き、企業と消費者の適合性確認に係るコストを増大させるリスクを評価したか？

3. 近年の違反事例を踏まえ、分断を招く可能性のある表示方法を支持する欧州委員会の正当性をどのように示しているか？

A「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」2025 年 6 月 30 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-001543-ASW_EN.html

包装及び包装廃棄物規則[1] (PPWR) 第 12 条(6)及び第 13 条(2)は、欧州委員会に対し、包装及び廃棄物容器に貼付する消費者廃棄物分別のための統一ラベルを定める施行法を採択することを義務付けている。

欧州委員会においては、共同研究センター (JRC) が、これらのラベルの開発に関する技術的支援及び根拠に基づく勧告[2]を提供する権限を付与されており、域内市場への障壁を低減するための統一的なアプローチを策定するという明確な目標を掲げている。

このプロトタイプでは、包装ラベルへのテキストの使用は必須ではなく、欧州委員会は市場の分断を招く可能性のあるラベル表示方法を支持しない。JRC は、各国語への翻訳が分断を引き起こし、企業及び消費者の遵守コストを増大させるリスクを評価した。

JRC は、2025 年夏末までに勧告を提出する予定である。これらの勧告に基づき、欧州委員会は施行法案を作成し、新たに設置された廃棄物専門家グループ（業界の全ての関係者を含む）に議論のために提示する予定である。

Q「包装及び包装廃棄物規制」2025 年 3 月 10 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-001023_EN.html

2024 年 12 月 19 日欧州議会及び閣僚理事会による包装及び包装廃棄物に関する規則(EU) 2025/40（規則(EU) 2019/1020 及び指令(EU) 2019/904 を改正し、指令 94/62/EC を廃止）によれば、以下のとおり。

2030 年 1 月 1 日から、加盟国内において、販売用包装を用いてアルコール飲料及びノンアルコール飲料を消費者に供給する最終販売業者は、当該製品の少なくとも 10%がリユース可能な包装で、リユースシステム内で提供されるようにしなければならない。2040 年 1 月 1 日から、これらの事業者は、上記製品の 40%がリユース可能な包装で、リユースシステム内で提供されるように努めなければならない。

1. 欧州委員会は、最近採択された包装及び包装廃棄物に関する規則の施行が、特に中小企業にとって事務負担とならないように、どのように保証するか？
2. 欧州委員会は、包装及び包装廃棄物規則の要件が企業に与える経済的影響を評価したか？ また、EU 企業の競争力維持を確保するために、どのような支援策を導入する予定か？
3. 欧州委員会は、第 29 条の施行が大企業と中小企業間の競争を歪めないことをどのように確保するか？

A「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」2025 年 5 月 14 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-001023-ASW_EN.html

新たな包装及び包装廃棄物規則[2]の影響評価[1]では、中小企業を含む企業への経済的影響を定量的にも検証した。この評価は、措置パッケージ全体だけでなく、リユース目標などの個別の措置についても実施された。全体として、新たな規則は企業の遵守コストの増加にはつながらないと結論付けられた。但し、大幅な事務負担が予想される場合には、中小企業に対する免除や要件の緩和といった緩和措置が導入された。零細企業は多くの要件から免除され、軽減措置が認められた[3]。

欧州委員会は、中小企業が過度の事務負担を負うことを防ぐことに特に重点を置いた施行法を策定する。更に、中小企業が新たな規則を遵守するためのガイダンスの策定も検討する。より一般的には、最近の欧州委員会の発表[4]に沿って、この施行法の重要な基準の一つは、EU 企業の競争力となる。

欧州委員会は、デジタル化[5]も相まって、リユースの目標の執行に関して大きな効率性の向上が見込まれると予測している。更に、加盟国は、地域の状況に応じて、事業者をリユース目標の適用から除外する複数の方法を有す。これらの措置により、規則で定められたリユース目標の適切な実施が確保される。

Q「包装及び包装廃棄物規制：リユース義務のプロポーショナルリティ、実現可能性、及び健康影響」2025 年 2 月 3 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-000460_EN.html

包装及び包装廃棄物に関する規則案は、廃棄物の削減と循環型経済の促進を目的として、包装のリユース及びリサイクルに関する義務を強化することを目的としている。

欧州委員会は、包装及び包装廃棄物規制第 29 条(2)及び(3)に規定されているリユース義務からパレット包装を除外するための委任法を 2025 年に制定することを検討していると述べている。

しかし、業界関係者は、これらの除外に関する明確な基準がないため、規制上の不確実性が生じ、新しい規則への適応が困難になっていると主張している。同規制第 29 条(18)は、このような除外は「最新の科学的及び経済的データ」に基づく必要があると規定しているが、使用される指標や手法は明記されていない。

詳細な影響評価が実施されておらず、経済的及び技術的制約についても限定的にしか考慮されていないことを考えると、提案された規定の実現可能性には疑問が残る。

最後に、ある材料を別の材料に代替すること（例えば、プラスチック包装の代わりに紙や板紙を使用するなど）は、特に医療機器や食品などの接触感受性の高い製品に関して、公衆衛生に影響を及ぼす可能性がある。

1. 欧州委員会は、規則第 29 条(18)に基づく除外を評価する際、具体的にどのような基準を用いるのか明確に説明できるか？
2. 関係企業が投資を調整するための十分な先見性を持つために、どのような科学的・経済的データが、どのような期間で考慮される予定か？
3. 欧州委員会は、代替包装材料（紙や板紙など）が医療機器や食品などの接触感受性の高い製品の安全性を損なうことを防ぐため、詳細な影響分析が実施されるよう徹底するか？

A「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」2025 年 5 月 22 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2025-000460-ASW_EN.html

欧州議会及び欧州理事会によって採択された包装及び包装廃棄物規則[1]は発効しており、2026 年 8 月 12 日から適用される。但し、リユース目標に関する義務など、一部の義務は 2030 年から発効する。

欧州委員会は、パレット包装材料及びストラップを、第 29 条(2)及び(3)に規定されている輸送用包装材料のリユース目標から除外する可能性を評価するための調査[2]を開始した。

この調査は、一次情報を得るために文献調査と関係する利害関係者との協議に基づいている。除外の可能性を評価するための方法論的アプローチは、第 29 条(18)に概説されている欧州委員会の権限に基づいている。

従って、輸送業務においてパレット包装材料及びストラップのみを使用することに関連する食品安全衛生問題、環境問題、及び経済影響（サプライチェーンの混乱の可能性を含む）について、徹底的に評価が行われている。更に、この調査では、関係する利害関係者にかかる関連する行政上の負担についても評価している。

この包括的な方法論的アプローチにより、高品質な成果と、関連するあらゆる持続可能性の側面に関する詳細な分析が確保される。

本調査は 2025 年 7 月までに完了する予定である。欧州委員会は、その結果に基づき、2025 年末までに規則第 29 条(18)に基づく関連の委任法を起草し、提案する予定である。

この時間軸により、2030 年までの関連目標の適用に先立ち、経済事業者にとっての予測可能性が確保される。

Q「水産業分野における輸送包装の再利用目標の適用における課題」2024 年 12 月 11 日
https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002857_EN.html

包装及び包装廃棄物規則第 29 条は、輸送用包装のリユース目標（2030 年までに少なくとも 40%、2040 年までに 70%、多くの B2B 輸送シナリオでは 100%）を定めている。事業者はリユースシステムの構築が義務付けられている。

リユース目標の適用除外は、食品接触輸送用軟質包装についてのみ想定されており、魚類輸送に使用される発泡ポリスチレン（EPS）製の箱など、食品接触輸送用硬質包装については想定されていない。

こうした義務の導入は、新たな資材や輸送ロジスティクスへの多額の投資、再利用可能な箱の保管への追加投資など、漁業に深刻な影響を及ぼす。これら全てが食品の品質と衛生上の安全性を脅かす可能性がある。

魚類用の EPS 製の箱が包装及び包装廃棄物規則に基づくリユース可能な包装の提供義務

の対象となると仮定した場合、欧州委員会は、そうした EPS 製の箱を包装規則第 29 条の適用範囲から除外することを意図しているか？ もしそうなら、どのように解決するのか？

クロアチアを含む多くの漁業団体が、この問題の早急な解決を求めている。

A「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」2025 年 2 月 20 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002857-ASW_EN.html

包装及び包装廃棄物規則（PPWR）[1]は、2024 年 12 月 16 日に共同立法者によって採択され、2025 年 2 月 11 日に発効した。

リユース目標に関する第 29 条第 18 項は、欧州委員会に対し、厳格な法的条件の下、かつ最新の科学技術及び経済発展を考慮する必要がある場合に、同条に定められたリユース目標を新たな除外事項で補足する委任法を採択する権限を与えている。

特に、欧州委員会は、規則の遵守に関連する分野において特定の経済的制約に直面している事業者に対し、除外を設ける権限を有し、衛生、食品安全及び環境問題に関する特定の包装について除外を設けることができ、また、環境問題によりこれらの目標達成が阻害される場合、特定の包装形態について除外を設けることができる。

第 29 条第 18 項については、欧州委員会はこれを客観的に解釈し、措置の必要性が裏付けられた確かな証拠によって示された場合には、措置を講じる予定である。

Q「中小企業の報告義務と煩雑な手続きを軽減するための枠組みの明確化」2024 年 11 月 26 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002667_EN.html

欧州委員会は、ドラギ総裁報告書の勧告に沿って、企業に対する報告義務を 25%、中小企業に対する報告義務を 35%削減することを約束した。ドラギ総裁報告書は、欧州経済の競争力を高めるために官僚主義的な手続きを簡素化する必要性を強調している。しかしながら、この約束をどのように実行に移すのか、またその範囲については深刻な疑問が提起されている。

更に、欧州議会の経済・科学・生活の質政策局による最近の報告書によると、欧州の中小企業が直面している官僚的コストは、主に企業持続可能性報告指令や包装・包装廃棄物規

制といった環境関連法規制に起因している。欧州委員会の気候変動対策は、中小企業を苦しめる官僚主義の蔓延を生み出しているという重大な責任を負っている。

こうした状況を踏まえ、私たちは欧州委員会に以下の質問をする：

1. 企業に対する 25%、中小企業に対する 35%という削減目標の算定根拠はどのように算出されたのか？ コミットメントが透明性と現実性をもって評価されるよう、どのような手法が用いられる予定か？

2. 欧州委員会は、欧州中小企業の競争力を最優先にするために、気候変動対策を放棄する用意があるか？

A「欧州委員会を代表してドンブロフスキ氏が行った回答」2025 年 2 月 27 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002667-ASW_EN.html

2024 年から 2029 年の任期に関する政治ガイドラインに示されているように、欧州委員会は欧州におけるビジネスの円滑化と迅速化に明確な焦点を当てている。

この文脈において、各委員は、実施と簡素化について委員と協力し、acquis and table 案のストレステストを実施することで、報告義務を少なくとも 25%、中小企業については少なくとも 35%削減することに貢献する。

報告義務削減の目標達成に向けて、欧州委員会は実用的なアプローチを採用し、まず、利害関係者が最も問題視している分野において、大幅な負担軽減に繋がる可能性のある措置の実施に重点を置いている。

この取り組みは今後、一層重要なものとなる。EU 統計局は、利用可能なデータと EU 及び他の加盟国の経験に基づき、25%及び 35%の目標算出の基準となる概算値の作成に協力している。

欧州委員会は、この基準値について近日中に発表する予定である。欧州委員会はこれらの措置を継続的に監視し、年次報告サイクルに反映させる。

この取り組みの目的は、EU の高い基準を維持しつつ、行政及び報告の負担（企業の持続可能性に関する法令を含む）を軽減し、より簡素化された実施とより効果的な執行を実現することである。政治ガイドラインで強調されているように、欧州委員会は欧州グリーンディールで設定された目標の達成に向けて歩みを進める。

しかしながら、欧州委員会はこれらの目標が最もシンプルかつ実践的な方法で達成されることを確実にしなければならない。そのため、欧州委員会は、新たな実施に関する対話や実態調査などを通じて、全ての関係者と協力し、煩雑な手続きを簡素化し、EU の目標達成を促進するための簡素化策を特定していく。

Q「包装指令に基づくリサイクル目標」2024 年 10 月 30 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002353_EN.html

包装及び包装廃棄物に関する指令 2018/852 の施行に当たり、一部の加盟国は、指令の国内法化に伴い国内法で適用可能となった特定の種類の包装廃棄物について、リサイクル目標の適用除外について交渉を行っており、欧州委員会による承認を得ている。しかしながら、指令のリサイクル目標を国内法化するための提案である包装及び包装廃棄物規則（PPWR）では、これらの適用除外について明確に言及されていない。

1. 欧州委員会は、PPWR の施行においてこの問題にどのように対処する予定か？
2. 加盟国レベルで、直前の法令に準拠した法令が実施されていない同様の前例はあるか？

A「欧州委員会を代表してロスウォール女史が行った回答」2025 年 2 月 11 日

https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-002353-ASW_EN.html

1. 包装及び包装廃棄物指令（PPWD）[1]は、第 6 条(1)(f)から(i)において、加盟国に対し、一定のリサイクル目標を達成する義務を定めている。第 6 条(1a)に基づき、加盟国は、同条に列挙された条件が満たされることを条件として、これらの目標達成期限を延期することができる。

これらの目標のいずれかを延期するか否かの選択は、各国レベルで行われ、その意思是、第 6 条(1a)(d)に基づき、それぞれの期限の遅くとも 24 ヶ月前までに欧州委員会に通知されなければならない。延期の条件が満たされた場合、延期された目標は、国内法上、各国レベルで実施され、適用される。従って、各国レベルで延期されたリサイクル目標は、PPW に関する新たな規則（PPWR）[2]の提案には含まれない。

新たな PPWR の第 52 条は、PPWD から 2025 年及び 2030 年の包装廃棄物リサイクル目標を引き継ぐものである。目標延期の決定は引き続き各国レベルで行われるが、この規則により、加盟国が 2030 年目標の延期を表明した場合、義務的实施計画が要件を十分に

遵守していない場合、欧州委員会は当該加盟国のその意図を却下できる。共同立法者によって採択されたこの規則は、2025 年 1 月に公布され、発効後 18 ヶ月間適用される。

2. PPWR 第 70 条は、指令から規則への移行に関する規定を設けている。これは、法的制度の継続性を確保することを目的としている。従って、指令に不適合な事項は、これらの規則に従って評価される。

[参考資料]

欧州委員会 Have your say 「環境法制における行政上の負荷の簡素化」 2025 年 7 月 22 日
～2025 年 9 月 10 日

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14794-Simplification-of-administrative-burdens-in-environmental-legislation-en>

概要

欧州委員会は、欧州企業及び公共機関の行政上の負荷を軽減するというコミットメントに基づき、廃棄物、製品、産業排出物の分野における環境関連の行政上の要件を簡素化・合理化する。このイニシアティブは、法律が追求する政策目標に影響を与えることなく、行政負担を軽減する。また、環境アセスメントに関連する許可取得上の課題にも対処する。

イニシアティブのためのエビデンス募集（影響力評価なし）

A. 政治的背景、問題定義、補完性チェック

政治的背景

2024～2029 年の任期における欧州委員会委員長の政治ガイドラインは、EU 法規の実施と簡素化を非常に重視している。EU 法規の目的を維持しながら、EU 法規をより効果的にし、ビジネスが繁栄できる規制環境を整備することである。同様のアプローチは、欧州委員のミッションレターにも反映されている。

EU 競争力コンパスは、EU が新たな現実を把握し、欧州委員会の立法提案の政治的妥当性を確保する新たな協働方法を開発するため必要な政策変更を特定している。これを達成するための重要な方法は、それぞれの政策目標を損なうことなく、規制環境の簡素化と行政負担の軽減を図ることである。コンパスは、全ての企業について行政負担を少なくとも 25 %、中小企業について少なくとも 35 %削減するという目標を設定する。また、EU においてクリーンなデジタルエコノミーへの移行を進めているセクターの多くにおいて、許可手続きの迅速化を求めている。

欧州委員会は現在、環境法の精査を行い、行政業務の簡素化に大きな可能性を秘めた立法を特定している。その目的は、既存の法律で合意された環境目標に影響を与えることなく、行政負担を軽減することである。目標は、EU の環境目標や EU 環境法によって認められている人々の健康の保護を低下させず、企業（特に中小企業）、行政機関、そして国民に回避可能なコストをかけることなく、これらの目標をより効果的に達成することである。これにより、環境政策の実施がより迅速、容易、かつ安価になり、同時に環境目標の達成も確実になる。

このイニシアティブは、EU 企業の行政負担を軽減し、行政手続きを合理化するため、環境法の簡素化に向けた一連の措置を統合したものである。

このイニシアティブが取り組む課題

2024 年に中小企業を対象に実施されたフラッシュ・ユーロバロメーター調査（第 549 回）では、資源効率、再生可能エネルギー、その他の対策を通じて事業を「グリーン化」しようとする意向が、法規制の複雑さに影響を受けていることが示された。具体的には、資源効率化に取り組む中小企業の 35 %が、複雑な行政手続き又は法的手続きに直面したと回答し、26 %が複雑な環境報告に言及した。行政の複雑さと累積的な負担に関する同様の問題は、中規模企業や大規模企業にも影響を与えている。

ここ数ヶ月に亘るステークホルダーとの対話を通じて、法令遵守の確保において直面する実務上の困難やボトルネック、そして法令の目的を損なうことなく行政・報告の負担を軽減できる点について、初めてフィードバックが得られた。また、通知義務を合理化する可能性も特定された。

利害関係者は、許可手続きの迅速化と合理化の必要性も強調している。EU は既に、ネットゼロ産業法及び産業排出指令の改正を通じて、一部の産業施設の許可交付手続きを迅速化・合理化するための法律を制定している。

EU の行動の根拠（法的根拠及び補完性チェック）

法的根拠

欧州連合の機能に関する条約、特に以下の条項が法的根拠となる：

- i) 単一市場の機能を確保する第 114 条は、改正の大部分の法的根拠となる。
- ii) 高い水準の環境保護の確保に関する第 192 条第 1 項は、残りの改正の法的根拠となる。

EU の行動の実際的な必要性

このイニシアティブは、EU 法規における既存の行政上の義務を修正するものである。これらは EU レベルでの行動によってのみ修正可能である。

B. このイニシアティブの目標と達成方法

報告要件の合理化に関する前回のエビデンス募集、自主的なステークホルダーからの意見、環境法規制に関連するステークホルダー会議を通じて収集された幅広いステークホルダーからの意見に基づき、簡素化措置の潜在的な分野が特定された。更に、環境報告に関する継続的な調査の一環として、2025 年 2 月 13 日に開催されたオンラインワークショップと、同じ参加者を対象としたフォローアップ調査において、300 名を超える参加者から意見が収集された。これらの協議を通じて、行政及び報告の負担に関するステークホルダーからの初期的な意見が収集された。更に、2025 年 4 月 10 日に行われた環境アセスメント及び許可に関するロスウォール委員との実施対話において、ステークホルダーは、手続きの迅速化の鍵として、実施、手続きのデジタル化、データの質とデータの共有を指摘した。

ステークホルダーからの意見収集後、このイニシアティブは、循環型経済、産業排出、廃棄物管理の分野における環境法規制に起因する行政上の負担の軽減を目指す。これには、以下の措置が含まれる可能性がある：

- 報告／通知義務の合理化（例えば、廃棄物枠組み指令に基づく **SCIP**（製品中の懸念物質）データベースの廃止）。
- 拡大生産者責任（**EPR**）規則の対象製品を販売する各加盟国における **EPR** 認定代理人に関する規定の調和、及び **EPR** 報告の促進。
- 報告義務の合理化、二重報告要件の排除、循環型経済、産業排出、廃棄物管理の分野における報告の更なるデジタル化の促進（政策目標は維持）。
- ネットゼロ産業法などに基づく最近の経験に基づき、環境アセスメントに関する許可取得上の課題に対処する。

実施すべき措置のリストは、利害関係者からのフィードバックと更なる分析に応じて変更される可能性がある。

想定される影響

関連法規が達成しようとする環境目標を損なうことなく、行政負担を軽減するための政策措置が策定される。これらの措置は、報告、監視、届出、監査、その他の行政義務にかかる

費用を削減し、行政手続きを簡素化するものでなければならない。

これらの政策措置は、EU 産業界による環境政策の遵守を容易にし、その実効性を高めることを目的として、EU 法規の環境目標をより効果的かつ費用効率の高い方法で達成することを可能にするものでなければならない。また、加盟国の権限ある当局への要求を軽減し、より効果的な執行と実施を可能にするものでなければならない。

今後のモニタリング

簡素化措置の結果は、影響を受ける政策の評価とモニタリングの際に評価される。

C. より良い規制

影響評価

提案には、提案された措置の影響を評価し、定量化する委員会職員作業文書が添付される。計画されている取組みは、行政負担を軽減し、行政効率化を齎す、対象を絞った簡素化措置の実施を目的としており、既存の政策への影響は最小限に留められるか、或いは全くないことから、欧州委員会「ベター・レギュレーション（より良い規制）」規則に則り、また、行動の必要性とこれまでの協議で得られた方向性を踏まえ、影響評価は不要と判断される。

更に、一部の変更は最近採択された法律に関連するものであり、影響評価は既に意思決定のための強力なエビデンスを提供している。

協議戦略

この取組みは、中小企業、公的機関（例：環境法の施行を担当する行政機関）、非政府組織（環境団体や消費者団体など）、国際機関、学術界など、関連する産業・経済主体にとって関心の高いものとなる可能性がある。あらゆるひとが意見をお寄せ頂ける。

修正事項を特定するために、関係者の皆様には、このエビデンス募集へフィードバック願います。欧州委員会は、専門家グループやフォーラムといった標準的な協議活動を通じて、関係者との協議も行う。欧州委員会による本イニシアティブに関する作業に役立て、エビデンスに基づく EU 法規の策定に寄与するため、対象を絞った協議と実態調査を実施する場合がある。

全ての利害関係者との協議への貢献は、提案書に添付される職員作業文書にまとめられる。このエビデンス募集へのフィードバックは全て「Have Your Say」ポータルに掲載される。

欧州委員会環境総局「ロスウォールコミッショナーは、環境法の簡素化に関するハイレベルステークホルダー円卓会議を主催」 2025 年 10 月 2 日

https://environment.ec.europa.eu/news/commissioner-roswall-hosts-high-level-talks-simplifying-laws-2025-10-02_en

環境・水レジリエンス・競争力のある循環型経済コミッショナーのジェシカ・ロスウォールは、本日（10 月 2 日）、ブリュッセルで環境法の簡素化に関するハイレベル・ステークホルダー・ラウンドテーブルを主催する。

このラウンドテーブルでは、7 月 22 日に開始され 9 月 10 日に終了した環境法簡素化パッケージに関するエビデンス募集の結果について議論する。

この協議の目的は、報告、許可手続きを簡素化し、行政負担を軽減する方法を特定することであった。循環型経済、産業排出、廃棄物管理、環境許可といった分野に焦点を当てた。

EU 法の簡素化と改善により、規則はより明確で理解しやすくなり、より迅速かつ安価に実施できるようになる。

19 万件を超える回答が寄せられ、環境基準を弱体化させるのではなく維持するという要請に加え、官僚主義をいかに低減するかという具体的提案も数多く含まれた。

イベントの開会式で、ロスウォール委員は次のように述べた：

「当委員会は簡素化に尽力しています。本日の円卓会議では、関係者との率直な議論を通じて、行政負担軽減のための重要な施策を特定します。

私たちが目指すのは、環境目標の達成を前提としつつ、企業と行政にとってより導入しやすい、よりスリムな法的枠組みです。これは、環境保全と公衆衛生の確保を図りつつ、欧州の競争力を強化するという、私たちの共通目標達成にとって極めて重要です。」

背景

このイベントには、様々な企業代表、市民社会、シンクタンクが一堂に会す。「証拠の提出を求める」という呼びかけでは、企業が成長と持続可能な生産を両立させるための柔軟性を確保できる、負担の少ない規制を支持していることが示された。

環境簡素化イニシアティブの目的は、規制緩和を回避しつつ、環境法の施行を容易にすることである。そのため、委員会は、環境規則を簡素化し、許可手続きの効率性を向上させるた

めの法的提案を提出する意向を発表した。これにより、企業はより少ないコストで、より多くの環境貢献を行うことができる。

環境規則の簡素化は、欧州が未来の技術、サービス、そしてクリーンな製品を発明、製造、そして市場に投入する場所となると同時に、世界で初めて気候中立を達成する大陸となるための明確な枠組みを定める「競争力コンパス」に続くものである。

これを実現する一つの方法は、規制環境の簡素化である。そのため、「競争力コンパス」は、環境政策や社会政策の目標を損なうことなく、全ての企業について少なくとも 25%、中小企業について少なくとも 35%の行政負担削減を目標としている。